

空家等の対応状況

—令和6年7月22日現在—

※()内は令和6年6月6日現在

対応状況	受付件数 1248棟(1242棟)	
	対応済 967棟(965棟) <small>内訳: 居住者有 191棟(189棟)、更地 326棟(326棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 450棟(450棟)</small>	対応中 281棟(277棟)



空家対策内訳 (受付棟数)	現場確認済		登記情報調査		固定資産税情報照会		法12条通知送付		立入調査法9条2項		助言・指導	
	1243棟 (1236棟)		1162棟 (1158棟)		979棟 (977棟)		762棟 (750棟)		140棟 (140棟)		法14条1項	法22条1項
	勧告		命令事前通知		命令		戒告 行政代執行法3条1項		代執行令書 行政代執行法3条2項		行政代執行 行政代執行法2条	
	法14条2項	法22条2項	法14条4項	法22条4項	法14条3項	法22条3項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項
	42棟 (42棟)	4棟 (4棟)	14棟 (14棟)	—	8棟 (8棟)	—	2棟 (2棟)	—	2棟 (2棟)	—	1棟 (1棟)	—

- 更地
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中
以下(1)～(3)の合計である。
 (1)所有者等調査中である棟数
 (2)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である棟数
 (3)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない棟数
- 登記情報調査
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会
納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- 法12条通知送付
特定空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法